日本から出国される方へ

Japan. Endless Discovery.

平成31年1月7日以降

日本から出国する方を対象に国際観光旅客税が導入されます

国際観光旅客税の税率

日本からの出国1回につき1,000円

国際観光旅客税の税収は、

①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、
②日本の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、
③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等

の3つの分野に活用されます。

国税庁　観光庁

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます

納める方
（納税義務者）

船舶又は航空機により日本から出国される方

支払方法

日本から出国する際に利用する船舶会社又は航空会社にお支払いください。
なお、旅行会社等を経由してお支払いしていただく場合もあります。

「国際観光旅客税」は、原則として、船舶会社又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する方（納税義務者）から「国際観光旅客税」を徴収し、これを国に納付する制度となっております。

～　航空機を利用する場合のイメージ図　～

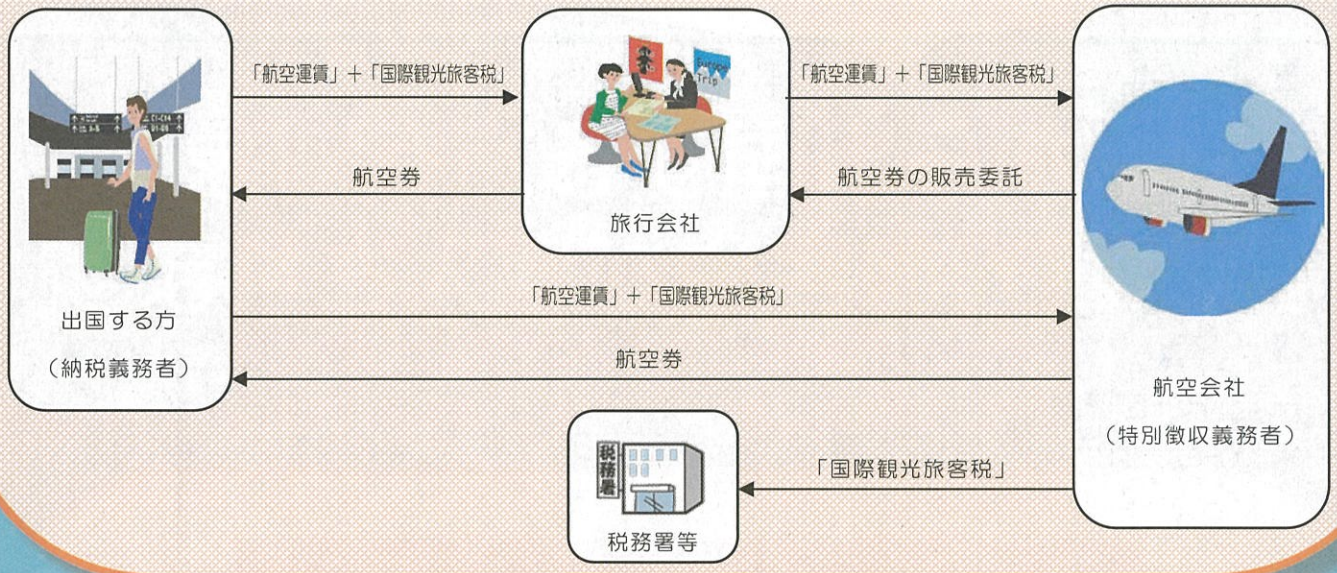

国際観光旅客税を支払う必要がない方

「２歳未満の者」や「平成 31 年１月７日より前に発券された航空券により、平成 31 年１月７日以後に出国される方」等、一定の方については「国際観光旅客税」を支払う必要がありません。
詳細につきましては、国税庁ＨＰ（www.nta.go.jp）に掲載されているＱ＆Ａをご覧ください。

《お問合せ先》

【税の使いみちに関すること】

観光庁総務課調整室へお尋ねください。

電話:03-5253-8111（内線 27-112、27-136）

【税の仕組みに関すること】

電話相談センターへお尋ねください。

（最寄りの税務署へお電話いただき、「１」を押すと電話相談センターにつながります。）